明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○大学設置基準及び大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令（文部科学一七）　一
〔告　示〕
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（財務一一九）　二
○大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示（文部科学七四）　五
○令和二年度の私立の大学の収容定員を増加する学則の変更の認可の申請に係る文部科学大臣が定める期間の告示（同七五）　六
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働一四〇）　六
○保安林の指定をする件（農林水産九六二～九九二）　二四
○保安林の指定を解除する件（同九九三～一〇〇九）　二六
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一〇一〇～一〇三五）　二九
〔官庁報告〕
国家試験
令和元年司法試験合格者（司法試験委員会）　三四
第六十一回原子炉主任技術者試験口答試験合格者（原子力規制委員会）　三六
〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価関係　三九
裁判所
破産、免責、再生関係　四一
特殊法人等
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構平成三十年度財務諸表、企業年金基金変更関係　七六
会社その他
会社決算公告　八九

省令

○文部科学省令第十七号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条及び第百四十二条の規定に基づき、大学設置基準及び大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十月二日

文部科学大臣　萩生田光一

大学設置基準及び大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令

（大学設置基準の一部改正）

第一条　大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則	附　則
7　令和二年度以降に期間（令和八年度までの間の年度間に限る。）を付して医学に関する学部の学科に係る収容定員を、七百二十人を超えて、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第四条第一項に規定する都道府県計画その他の都道府県が作成する医療に関する計画に記載された大学の入学定員及び編入学定員の増加により算出される収容定員の増加のみにより八百四十人までの範囲で増加する大学（次項及び附則第九項において「医学部の収容定員を七百二十人を超えて増加する大学」という。）の専任教員数の算定については、別表第一ロに定める医学関係の専任教員数は、収容定員が七百八十人までの場合にあつては百五十人、収容定員が八百四十人までの場合にあつては百六十人とし、かつ、文部科学大臣が別に定める基準に適合することとして、第十三条の規定を適用する。	7　平成二十二年度以降に期間（平成三十六年度までの間の年度間に限る。）を付して医学に関する学部の学科に係る収容定員を、七百二十人を超えて、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第四条第一項に規定する都道府県計画その他の都道府県が作成する医療に関する計画に記載された大学の入学定員及び編入学定員の増加により算出される収容定員の増加のみにより八百四十人までの範囲で増加する大学（次項及び附則第九項において「医学部の収容定員を七百二十人を超えて増加する大学」という。）の専任教員数の算定については、別表第一ロに定める医学関係の専任教員数は、収容定員が七百八十人までの場合にあつては百五十人、収容定員が八百四十人までの場合にあつては百六十人とし、かつ、文部科学大臣が別に定める基準に適合することとして、第十三条の規定を適用する。